

施設設備整備区分（喫茶室）

1 建築工事	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備 考
(1) 内装	なし ・床下地 コンクリートで押さえ仕上げ ・壁下地 コンクリート部 打ち放し仕上げ 軽量鉄骨下地部石膏ボード張り ・天井下地 なし	売店内の間仕切り 必要な改修を行う場合、その改修費及び 維持管理費用の全て	間仕切り以外 の必要な改修 を行う場合は 事前に当院の 許可を得て行 うこと。

2 電気設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備 考
(1) 動力及び 電灯コンセント電 源	副メーター付開閉器盤の取付まで（一 次側電源配線を含む）	副メーター付開閉器盤の二次側以降全て （テナント用分電盤も含む） 負荷容量 ① 電灯 1φ200/100V L4102 一般系統 16,000VA 以内 LG3032 発電系統 4,000VA 以内 ② 動力 3φ200V M301 系統 30kw 以内 EM-103 系統 30kw 以内 MG306 発電系統 5kw 以内	
(2) 通信設備 ・電話設備 ・テレビ設備	端子盤の取付まで（一次側配線含む）	端子盤以降の配線・機器全て （外線接続手続き及び電話機の接続含 む。）	その他の通信 設備は、運営 事業者が整備 する。
(3) 照明設備	なし	全て	

3 空調設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備 考
(1) 冷暖房設備	なし	全て （室外機置場は指定有り）	副メーターにより 使用量計測
(2) 換気設備	換気（排気）ダクト接続口まで	左記以外全て 換気回数等指定能力以上を確保するこ と。 （有効換気量） 居室用（ m^3/h ）＝ 人員×20 m^3/h 厨房用（ m^3/h ）＝30×電気式厨房器具の 電気容量（kw）	副メーターにより 使用量計測

4 給排水設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備 考
(1) 給水設備	床上バルブ止め	バルブ以降全て	副メーターにより 使用量計測
(2) 排水設備	床上キャップ止め	床上排水接続を含め全て （グリーストラップを含む）	
(3) 流し・手洗い 設備	なし	全て	
(4) その他		給湯設備は電気式（電源は病院機構が整 備する。）とし、運営事業者が整備するこ と。	

5 防災設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備 考
(1) 火災報知設備	全て（病院機構仕様による）	運営事業者の理由による増加分	
(2) スプリンクラー設備			
(3) 非常放送設備			
(4) 非常照明設備			
(5) 誘導灯設備			

6 その他	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備 考
(1) 備品、什器類	なし	全て	